

**■記入前に必ずお読みください。(健康保険業務以外の目的で使用することはありません。)**

- 内容により、確認のために追加書類をいただく場合があります。
- 別居の場合、認定対象者(扶養に入れたい人)の収入の一部を貯蓄等に充当している場合は、被保険者の収入がないと生活できない状態にある定義(健康保険法の被扶養者の「主として被保険者の収入により生計を維持されている」と認められませんので、あらかじめご了承ください。
- 仕送りは、生活費の補てんであることから、毎月送金されているものとします。送金方法は、手渡しは認めず、金融機関を通して行うものとします。健康保険組合から依頼があれば送金証明書(振込依頼書や預金通帳写しなど)を提出できる状態であることとします。

デサント健康保険組合理事長 殿

申請日：令和 年 月 日

**生計維持申立書**



記号	番号	被保険者氏名	
			印 (シヤチハタ可)

**1. 認定対象者についてご記入ください。**

認定対象者氏名	続柄	配偶者の有無
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (離婚・死別 → 遺族年金 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)

**2. 家族世帯の生活費の負担額について記入してください。**

- ※ 同居の家族の場合：被保険者と生計を共にしている同居家族の生活費の内訳を記入
- ※ 別居の家族の場合：別居家族世帯の生計費の内訳を記入

収入額		金額 (円/月)
①	被保険者の収入額	円
②	認定対象者(扶養に入れたい人)の収入額(給与・年金等すべて)	円

1ヶ月に必要な生活費の負担額 (内訳)				金額 (円/月)
①	被保険者が負担している金額 (別居の場合は被保険者からの仕送り額)			円
②	認定対象者(扶養に入れたい人)が負担している金額			円
③	①、②以外の方が負担している金額	氏名	続柄	円
合計 (①+②+③)				円

上記、生計維持申立書の内容に相違ありません。なお、今後状況が変わった場合は、直ちに手続きを行います。遑って喪失となった場合は、医療費等は返金いたします。